

国立大学法人東京外国語大学における購入物品及び賃借物品の機種選定に関する取扱要領

〔平成16年4月1日〕  
規則第117号

改正 平成22年3月9日規則第7号 令和4年12月27日規則第117号

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京外国語大学(以下「本学」という。)における購入物品及び賃借物品に関し、機種を選定を行う必要がある場合の取扱については、この要領の定めるところによる。

(機種選定委員会)

第2条 適正な機種選定を行うため、機種選定委員会(以下「委員会」という。)を置くものとする。

2 委員会は、学長の諮問に応じ、本学の購入物品及び賃借物品について機種選定を行うものとする。

(委員長等)

第3条 委員会は、3名以上の委員で組織するものとし、次の各号に掲げる者を各々最低1名以上含まなければならない。

- (1) 課長相当職以上の者
- (2) 当該物品を利用する職員
- (3) 当該物品に関して専門的知識を有する職員

2 委員の任期は、当該機種を選定までとする。

3 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

5 委員長は、機種選定に関し必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席を求め、意見を聴くことができる。

(審議の対象)

第4条 委員会での審議対象は、原則として予定価格が500万円を超える購入物品及び年額又は総額が500万円を超える賃借物品の機種選定とする。ただし、1,000万円未満であって、学長が委員会に諮問する必要がないと認めるときは、複数の者を機種選定者として指名し、機種選定を行うことができるものとする。

(審議事項)

第5条 委員会は、機種選定について、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 購入物品及び賃借物品の仕様、規格、性能等に関すること。
- (2) 類似機器に関すること。
- (3) 教育又は研究と購入物品及び賃借物品との関連に関すること。
- (4) その他必要と認める事項に関すること。

2 前項の規定は、前条ただし書の機種選定者において機種選定させる場合に、これを準用する。

(機種を選定)

第6条 委員会は、機種選定したときは、報告書(別紙様式)を作成し、審議録等の関係書類を添付して学長に報告するものとする。

2 前項の規定は第5条ただし書の機種選定者において機種選定させる場合に、これを準用する。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、会計課において処理するものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から適用するものとする。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年12月27日から施行する。

別紙様式

年 月 日

国立大学法人東京外国語大学長 殿

委員会名

委員長名

本委員会において審議した結果について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

(審議結果の内容を詳細に記載すること。)